

【事業所における事務作業等について】

(平成27年度中の事務)

- 事業所ごとの利用定員一覧をホームページに掲載するので、利用定員を確認してください。(ホームページに掲載した旨は別途同報メールで通所介護事業所に周知します。)

注 地域密着型通所介護に移行しない事業所についても、当該確認は必ず行ってください。

- 利用定員が誤っている場合、別紙様式1「利用定員修正依頼書」によりFAXにより香川県長寿社会対策課)に送付してください。
- 利用定員を変更する場合は、変更届を提出してください。

注1 事務処理の都合上、できるだけ平成28年3月1日までに変更をお願いします。(その場合の提出期限：平成28年3月10日(木))

注2 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)が利用定員を変更する際は、事業所規模区分が変更になる場合があります。この場合は、事前に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。

注3 利用定員を変更することについて、利用者等への説明及び同意、居宅介護支援事業所への周知は行ってください。

- 事業所ごとの利用定員一覧は、月に2回程度更新しますので(毎月5日、20日ごろ)、変更が反映されているか確認してください。(更新の都度、同報メールでは周知しませんが、ホームページの「News」欄には更新した旨を記載します。)

- 地域密着型通所介護に移行する事業所にあつては、その旨利用者及び居宅介護支援事業所への周知が必要です。

- みなし指定を希望しない通所介護を行う事業所は、別紙様式2「みなし指定を不要とする申出書」を香川県知事及び市町長(事業所所在市町長及び他の市町の被保険者が通所介護事業所を利用している場合には当該他の市町長)に、平成28年3月31日(木)(必着)までに提出してください。

注1 「みなし指定を不要とする申出書」は、利用定員18人以下の事業所(地域密着型通所介護に移行する事業所)が対象となります。

注2 当該申出書は、みなし指定を不要とする趣旨であるため、別途、廃止しようとする1月前までに廃止届を提出する必要があります。

注3 現在の利用者の平成28年4月からの事業所の変更等について適切に対応いただき、利用できない期間が生じるなど利用者にも利益が生じないようにしてください。

(平成28年度中の事務)

- 平成28年3月31日時点の事業所の所在市町以外の市町に居住する利用者（有効な利用契約を締結している者含む）については、みなし指定となり引き続き利用可能です。当該みなし指定となる利用者の状況を市町ごとに別紙様式3「みなし指定利用者一覧」を取りまとめ、平成28年4月20日（水）までに該当市町介護保険担当課あて提出してください。
- 地域密着型通所介護に係るみなし指定の有効期間については、平成28年4月1日から効力を生じるものですが、その有効期間の満了日は、改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日（現在の通所介護の指定有効期間の満了日）であり、事業所ごとに異なるため、適宜指定更新を行う必要があります。

注 更新手続きについては、所管市町の担当部局にお問い合わせください。